

岩手県告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和8年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	担当する医療の内容	担当する自立支援医療の種類	指定年月日
医療法人楽山会せいてつ記念病院	釜石市小佐野町四丁目3番7号	腎移植に関する医療	育成医療及び更生医療	令和8年1月1日
みちのく調剤薬局	一関市大手町3番26号		育成医療及び更生医療	〃
とうごう薬局大船渡店	大船渡市猪川町字前田10番19号		育成医療及び更生医療	〃
イオンスーパーセンター一関店薬局	一関市狐禅寺字石ノ瀬11番地1		育成医療及び更生医療	〃
調剤薬局ツルハドラッグ北上店	北上市柳原町一丁目4番140号		育成医療及び更生医療	〃
こずかた薬局やはば店	紫波郡矢巾町大字南矢幅第9地割字田中195番地		育成医療及び更生医療	〃
すみれ薬局	八幡平市大更第25地割320番地9		育成医療及び更生医療	〃